

2 条例関係資料

(1) 北海道ケアラー支援条例（全文）

北海道ケアラー支援条例をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第2号

北海道ケアラー支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 ケアラー支援に関する基本的施策（第10条－第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (4) 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。

2 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

- 3 ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。
- 4 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（第13条において「ケアラーによる援助を受けている者等」という。）に対する支援と一体的に行われなければならない。
- 5 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 道は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 道は、第1項の施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとする。

（道民の役割）

第5条 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

- 2 道民は、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、その勤務の体制を定めるに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割)

第8条 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

2 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 ケアラー支援に関する基本的施策

(推進計画)

第10条 知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方

(2) ケアラー支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(普及啓発の促進)

第11条 道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団

体に対し、それぞれが果たすべき役割及びケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等)

第12条 道は、ケアラーの早期発見に向けて、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体の間の情報の共有並びに必要な人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

(ケアラーを支援するための地域づくり)

第13条 道は、公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、ケアラーが必要な支援を受けて安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 道は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 逐条解説

条例制定の背景

家族や身近な人の世話をしているケアラーや、大人に代わって家族の世話をするヤングケアラーの問題が深刻な社会問題として取り上げられている中、本道では、全国を上回るスピードで高齢化が進行しているほか、障がいがある人の割合も年々上昇しており、今後も介護や日常生活上の支援を必要とする方の増加が見込まれている。

ケアラーは、介護のため自分の時間を十分にとることができず、心身の健康を損なったり、介護に専念するため離職をしてしまうことや、介護が必要な方を家族が介護することが当たり前との見方がある中、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されている。

特にヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくく、支援が必要であっても、子ども自身や周囲の大人が気づくこともできない場合があることなどから、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことによる子どもらしい成長や学びへの影響が懸念されている。

また、道が実施したケアラー実態調査の結果によって、ケアラー自身に自覚がないこと、相談支援機関や学校など周囲の理解度が低いこと、特にヤングケアラーは、約8割が誰にも相談したことがない状況にあることが明らかになったところであるが、介護保険法や障害者総合支援法など、高齢者や障がい者等を支援するための法制度は整備されている一方で、ケアラー支援を直接に規定した法律はない。

全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会を実現するためには、道民全体のケアラーに関する認知度を高め、ケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要であり、社会資源が偏在する北海道においては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、道民全体がケアラーの置かれている状況を理解し、地域住民が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進する必要があるが、行政主導でケアラー支援に関する施策を展開するのみでは限界がある。

このため、ケアラーへの支援に関し基本理念を定め、道、道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例を制定するものである。

令和4年（2022年）3月
北海道 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課

第 1 章 総則（第 1 条から第 9 条まで）

（目的）

第 1 条 この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

➡ 趣旨

本条例の内容を要約するとともに、本条例の目的を規定するものである。

➡ 解説

本条例は、本道におけるケアラーの支援に関し、基本理念、道の責務、道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割及び道の施策の基本となる事項を定めることを手段として、「ケアラーの支援の推進」を一義的な目的とし、「全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」を最終的な目的として規定している。

《ケアラーの支援》

… 個々のケアラーへの相談対応はもとより、普及啓発や相談支援機関の職員に対する研修の実施など、ケアラーの支援に関する全ての取組をいう。

《総合的かつ計画的》

… 「総合的」とは、この条例で定める各種の施策を適切に組み合わせて体系化し、全体として効果的に推進していくことであり、「計画的」とは、それらの施策の実効性を確保するとともに、一定の見直しをもって段階的に施策を実施していくことをいう。

《家族等》

… 家族や親族だけでなく、友人や身近な人を含めたものをいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (4) 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うものをいう。

➡ 趣旨

本条例における用語の定義を規定するものである。

➡ 解説

現状、ケアラーの支援に関して、用語を定義した法律はないことから、道としての用語を規定するものである。

《ケアラー》(第1号)

… 本条例に規定する「ケアラー」は、高齢者、障がい者(児)、疾病のある者だけでなく、アルコールや薬物等の依存、ひきこもりなど様々な理由で援助を必要としている者のケアをしている家族や身近な人をいう。

また、家族に代わり家事や入浴、トイレの介助、さらに、幼いきょうだいの世話などをする18歳未満の子どもも含まれる。ただし、業として対価を得て行うものを除く。

《高齢》の範囲

… 各法等によって高齢の定義は様々であるが、本条例では、加齢に伴ってケアが必要となった状態をいう。

《障がい》の範囲

… 上記同様、何らかの障がいによってケアが必要となった状態をいう。

《その他の援助》

… 上記同様、ケアラーの生活を制限することとなる、家族等へのケア全般をいう。例えば、趣味や余暇活動への付き添いや、離れて住む家族等への電話により精神的な支えとなることも含まれる。

《ヤングケアラー》（第2号）

… 第1号に記載したとおり「ヤングケアラー」は、ケアラーに含まれ、心身が成熟する前の18歳未満のものをヤングケアラーと位置づけたものである。

なお、18歳に到達した場合はヤングケアラーの定義から外れるが、ケアラーである場合は、その状況に応じた適切な支援が必要であることから、特に就学中である場合においては、ヤングケアラーと同様、教育の機会の確保はもとより、子どもに準じた支援が必要となるものである。

《関係機関》（第3号）

… 「関係機関」は、「介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関」をいう。具体的には、地域包括支援センターや介護事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、学校などが関係機関に該当する。

《支援団体》（第4号）

… 「支援団体」とは、自治会や町内会、老人クラブなど住民等により運営される地域組織や、家族会などの当事者支援団体をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。

2 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

3 ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。

4 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（第13条において「ケアラーによる援助を受けている者等」という。）に対する支援と一体的に行われなければならない。

5 ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

➡ 趣旨

本条を実施するにあたっての最も基本となる考え方を規定するものである。

➡ 解説

ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進するという本条例の目的を達成するための拠り所となる、最も基本的な理念を規定するものである。

《第1項》

… 日本国憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」旨を規定しており、当然ながらケアラーであっても同様に、個人として尊重されるべきものである。

しかしながら、ケアラーは、介護のため自分の時間を十分にとることができず、心身の健康を損なったり、介護に専念するために離職をしてしまうことや、特にヤングケアラーにあっては、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで子どもらしい成長や学びに影響が生じることなどが懸念されており、一人ひとりが自分らしい人生や安心した生活を送れるように支援されるべきものであることを規定している。

次に、ケアラーは、自分自身をケアラーと認識していない場合があり、介護が必要な者を家族が介護することが当たり前との見方がある中、周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されることや、特にヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくく、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができないこと、ケアラーの孤立の防止について規定している。

このほか、ケアラーの支援にあたっては、①ケアラーはケアの負担により心身の健康を損ないやすいことに配慮して行うものであること、②不安を抱え込みやすく精神的な支えを求めているケアラーが心豊かな生活を営めるように行うものであること、③ケア期間が長期化することが多い障がい者の世話をするケアラーや、ヤングケアラーの子どもたちはもとより、全てのケアラーが将来にわたり個人として尊重され、夢や希望をもって暮らすことができるように行うものであることを規定している。

《第2項》

… ケアラーの年齢や置かれた状況は様々であり、例えば、ヤングケアラーの場合は、その心身の成長の度合いを踏まえ、子どもの気持ちにより添い、子どもらしい暮らしが損なわれることのないよう丁寧に支援すべきであることや、ケアラーが就労している場合は、仕事とケアの両立に関する支援が必要であるほか、ケアを必要としている者の心身状況やケアの内容などにも応じた、適切な支援が必要であることを規定している。

また、家族のケアや手伝いをする事自体は、本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により、仕事や学業等に支障が生じるなど、自分らしい生活が損なわれたりすることが課題であることを踏まえ、ケアラーやヤングケアラーである事自体が悪いことであるというメッセージとならないよう留意する必要がある。

《第3項》

… ケアラーの支援を全道で効果的に推進していくためには、市町村、事業者、関係機関及び支援団体はもとより、道民一人ひとりが相互に連携を図りながら、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを推進し、もってケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれるものであることを規定している。

《第4項》

… ケアラーの負担を軽減するためには、ケアが必要な家族を公的サービス等の利用に繋ぐことが重要であり、また、ケアのためにその他の家族との時間が持てないといったケアラーの悩みに配慮することが必要であることから、ケアラーとケアが必要な家族及びその他の家族を一体的に支援すべきものであることを規定している。

《第5項》

… ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、福祉や教育など様々な分野が連携し、アウトリーチにより早期発見する取組が重要である。

他方で、子どもの中には、家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになっているような場合があり、支援にあたっては、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、支援の必要性などについて聞き取ることが重要である。

また、ヤングケアラーは家族の世話をすることにより、本人の育ちや教育に影響があることが懸念されていることから、子どもの権利擁護の観点を踏まえ適切に支援すべきであること、子どもの健やかな育成が確保されるべきものであること及び学習支援や進路指導を含め教育の機会が確保されるべきものであることを規定している。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 道は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 道は、第1項の施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとする。

➡ 趣旨

本条例についての道の責務を規定するものである。

➡ 解説

《第1項》

… 道は、条例の制定主体として、ケアラーの支援に関する施策について、本道の広域性や地域の社会資源に応じて、総合的かつ計画的に施策を策定し、実施する責務があることを規定するものである。

《第2項》

… 道は、ケアラーの支援を推進する上で、ケアラーにとって最も身近な存在である市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が、その広域性やそれぞれの地域の社会資源に応じたケアラー支援に関する施策を実施することができるよう、助言その他の必要な支援を行う責務があることを規定するものである。

《第3項》

… 道は、ケアラーの支援に当たり、広域な本道において、道の単独的な行政運営のみではケアラーの支援を十分に推進することは困難であることから、市町村、事業者、関係機関及び支援団体のみならず、道民も含めた適切な役割分担の下、これらのものと相互に連携を図りながら、ケアラーの支援を推進する責務があることを規定するものである。

《道》

… 本条例における「道」とは、執行機関としての知事のほか、議会、教育委員会等も含めた組織の総体をいう場合に用い、これに対し、「知事」とは、「基本計画の策定」のように執行機関の統括者である知事が実施の主体となる場合をいう。

《ケアラーの支援》

… ここでいうケアラーの支援は、道が実施するケアラーの支援をいい、具体的には第2章の基本的施策をいう。

(道民の役割)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

2 道民は、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

➡ **趣旨**

本条例についての道民の役割を規定するものである。

➡ **解説**

《第1項》

… 道民は、ケアラーが自身の健康への不安や緊急時に自分に代わってケアを担ってくれる人がいないこと、周囲の人からの理解や精神的な支えを求めていることなど様々な悩みを抱えている状況やケアラーを支援する必要性について理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努める役割を有することについて規定するものである。

《第2項》

… ケアラーを支援していくためには、道、市町村、事業者、関係機関及び支援団体が一体となって取り組むことが必要であり、そのため、道民一人ひとりが道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力する役割を有することを規定するものである。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、その勤務の体制を定めるに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

➡ **趣旨**

本条例についての事業者の役割を規定するものである。

➡ **解説**

《第1項》

… 事業者は、ケアラーが抱える様々な悩みや、ケアラーを支援する必要性について理解を深めるとともに、道、市町村、事業者、関係機関、支援団体が一体となってケアラーの支援に取り組むにあたり、道や市町村の施策、他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力する役割を有することを規定するものである。

《第2項》

… 事業者は、従業員自身がケアラーとしての自覚がないことや、ケアラーとしての悩みを表明できずにいる可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を尊重しながら、勤務体制への配慮や、ケアと仕事の両立に関する情報提供のほか、職場内の理解の醸成や継続的な健康観察など行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

➡ 趣旨

本条例についての関係機関の役割を規定するものである。

➡ 解説

《第1項》

… 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場であることを踏まえ、ケアラーが抱える様々な悩みや、ケアラーを支援する必要性について理解を深めるとともに、道、市町村、事業者、関係機関、支援団体が一体となってケアラーの支援に取り組むにあたり、道や市町村の施策、他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力する役割を有することを規定するものである。

《第2項》

… 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場であることを認識するとともに、ケアラーに関わるときは、その業務の範囲内でケアラーの意向を尊重しながら、健康状態や生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努める役割を有することを規定するものである。

《第3項》

… 関係機関は、支援が必要なケアラーに対し、ケア相手の状況に応じて、活用可能と思われる各種制度に関する情報の提供や、適切な分野の関係機関への取次ぎのほか、継続的なサービス利用勧奨、その他の家族の状況把握など必要な支援を行うよう努める役割を有することを規定するものである。

(ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割)

第8条 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

2 教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

➡ 趣旨

本条例についてのヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割を規定するものである。

➡ 解説

《第1項》

… ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う学校などの関係機関は、前条第1項及び第2項に規定の役割のほか、その日常業務において教育の機会が確保されているかを確認し、支援の必要性の把握に努める役割を有することを規定するものである。

《第2項》

… ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う学校などの関係機関は、前条第3項に規定の役割のほか、教育や福祉に関する相談に応じるよう努める役割を有することを規定するものである。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

➡ 趣旨

本条例についての支援団体の役割を規定するものである。

➡ 解説

支援団体は、ケアラーにとって最も身近な町内会や老人クラブなどの地域組織であることを踏まえ、支援が必要なケアラーの発見や関係機関との情報共有など適切かつ効果的なケアラーの支援に努めるとともに、道、市町村、事業者、関係機関及び支援団体が一体となってケアラーの支援に取り組むにあたり、道や市町村の施策、他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力する役割を有することを規定するものである。

第2章 ケアラーへの支援に関する基本的施策（第10条から第15条まで）

（推進計画）

第10条 知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方

（2）ケアラー支援に関する具体的施策

（3）前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

➡ 趣旨

計画について、目標及び内容を定めるとともに、策定の手続き等について規定するものである。

➡ 解説

《第1項》

… ケアラーの支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を定める旨を規定するものである。

計画の性格は、本条例の目的を実現するために道が講ずるケアラーの支援の方向性及び目標を明らかにする、中・長期的な指針となるものである。

《第2項》

… 計画は、道が実施するケアラーの支援に関する施策の基本的な考え方、当該考え方に基づく具体的な施策を定めるほか、施策の推進管理を行うため数値目標を設定するものである。

《第3項》

… 計画は、道民はもとより、市町村、事業者、関係機関及び支援団体と一体的に行うものであることから、計画の策定に当たっては、あらかじめ道民の意見を反映させるための措置を講ずることを義務付けるものである。

道民の意見を反映させる具体的な措置は、パブリックコメントの実施を想定したものである。

《第4項》

… 計画は、道民はもとより、市町村、事業者、関係機関及び支援団体と一体的に行うものであり、広く周知し、普及することが重要であるから、策定に当たっては、ホームページ等で速やかに公表することを義務づけたものである。

《第5項》

… 計画の変更にあたっての手続きについては、第3項の規定に基づく道民の意見を反映させるための措置及び第4項に規定する計画の策定の手続きと同様に行うことを規定したものである。

(普及啓発の促進)

第11条 道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、それぞれが果たすべき役割及びケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

➡ 趣旨

ケアラーが自ら支援を求めることができるよう、普及啓発を実施することを規定するものである。

➡ 解説

ケアラーは、ケアラー自身に自覚がないことや、相談事業所や学校など周囲の理解度が低いことなどから、支援が必要な状況であっても表面化しにくい問題があることから、ケアラーが自らの悩みや相談しうる状況にあることを正しく理解し、必要な支援を求めていくことができるよう、道民はもとより、市町村、事業者、関係機関及び支援団体に対して、ホームページや広報誌など様々な媒体を用いた広報活動により、幅広く普及啓発を行うことを規定するものである。

《普及啓発》

… ポスター、リーフレット及びステッカー等の広告媒体のほか、フォーラムの開催等により普及啓発を行う。

《その他の必要な措置》

… 市町村、事業者、関係機関及び支援団体からのケアラーの支援に関する個別相談への対応など。

(ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等)

第12条 道は、ケアラーの早期発見に向けて、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体の間の情報の共有並びに必要なとなる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

➡ 趣旨

ケアラーを早期に発見するための取組及びヤングケアラーが意見を表明でき、意見を支援に反映していくための環境の整備について規定するものである。

➡ 解説

《第1項》

… 表面化しにくく孤立しやすいケアラーを早期に発見することが重要であることから、そのための取組として、①ケアラーの支援の必要性に気づきうる市町村、関係機関及び支援団体間の情報共有の促進、②学校や地域における気づきの促進、③ケアラーからの相談に応じる人材育成の促進、④関係機関が緊密に連携したケアラーが相談することができる場の確保の促進について規定するものである。

《第2項》

… 子どもの権利擁護・利益の尊重の観点から、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、意見が支援に反映される環境の整備に努めることを規定するものである。

《市町村、関係機関及び支援団体間における情報の共有》(必要な措置)

… 個人情報の取扱いなど情報共有のための対応検討

《学校及び地域における気づき》(必要な措置)

… 教員や地域住民に対する普及啓発・研修の実施

《ケアラーからの相談に応じる人材の育成》(必要な措置)

… 関係機関向けの研修の実施

《市町村及び関係機関が緊密に連携した相談の場の確保》(必要な措置)

… 多様なケアラーからの相談に対応するための市町村及び関係機関の地域の体制構築を支援するためのアドバイザー派遣

(ケアラーを支援するための地域づくり)

第13条 道は、公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、ケアラーが必要な支援を受けて安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

➡ **趣旨**

ケアラーを支援するための地域づくりの推進について規定するものである。

➡ **解説**

ケアラーの負担を軽減するためには、ケアが必要な者を公的サービスの利用に繋ぐことが重要であることから、公的サービスの効果的な活用について促進するとともに、ケアラーと地域住民が一体となってケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりの推進について規定するものである。

《ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくり》(必要な措置)

… 地域住民への普及啓発、個人情報等の取扱いなど情報共有のための対応検討、教員等への研修実施、民生児童委員や町内会など地域による見守り・助け合いの推進、ケアラー同士や地域住民の交流を促進するカフェの設置促進、介護保険等の各種制度・計画に基づく地域のサービス提供基盤の整備

(推進体制の整備)

第14条 道は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

➡ **趣旨**

ケアラーの支援を推進するために必要な体制整備について定めるものである。

➡ **解説**

ケアラーの支援に関する施策について、総合的な企画、調整等を図る必要があることから、有識者会議等の体制を整備するものである。

(財政上の措置)

第15条 道は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

➡ **趣旨**

財政上の措置について定めるものである。

➡ **解説**

ケアラーの支援に関する基本的施策を実施するために必要な財源の確保、予算措置等に努めることを規定するものである。